

長野県長野東高等学校同窓会々則

(最終 H21.6.13 改正)

第1条 この会は、長野県長野東高等学校同窓会(以下「本会」という。)と称する。

第2条 本会は、事務局を長野東高等学校内におく。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前記の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 母校の教育活動に対する支援に関すること。
- (2) 会員のための文化活動に関すること。
- (3) 会報及び会員名簿の作成に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、次の会員で組織する。

- (1) 正会員
長野県長野東高等学校の卒業生
長野県長野東高等学校に在学した者で会長の承認を得た者
- (2) 特別会員
長野県長野東高等学校の職員
長野県長野東高等学校の職員であった者

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 評議員 卒業年度別に2名選出
- (5) 事務局長 1名
- (6) 監事 2名

第7条 本会の役員の選出方法は次のように定める。

- (1) 会長、副会長及び監事は、理事会が正会員の中から推薦し、総会にはかり決定する。
- (2) 理事は、理事会又は評議員会が正会員の中から推薦し、総会にはかり決定する。
- (3) 評議員は、年度別会員の互選による。

第8条 本会に、顧問をおくことができる。

2 顧問は理事会が推薦し、会長が委嘱する。

第9条 本会役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。なお、補欠によって就任した者は前任者の残任期間とする。

第10条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長の補佐に当たる。また会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し会務の執行にあたりるとともに総会に付議する諸案件その他重要事項について審議する。
- (4) 評議員は、評議員会を組織し、会務及び必要事項について評議決定する。
- (5) 監事は、会計の監査を行なう。

第11条 本会に、次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 評議員会

第12条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 定期総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、評議員の1/3以上の請求及び会員200名以上の請求のあったときに開催する。
- 4 総会において議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 決算の承認及び予算の決定
 - (3) 会則の改正
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他の重要事項

第13条 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長で組織し、総会に付議する諸案件その他重要事項について審議する。

第14条 評議員会は、必要に応じて開催し、会の事業及び会務に関する事項を議する。

第15条 各会議は、会長が召集し、出席者の過半数で議決する。

第16条 本会の事務局に書記若干名をおくことができる。

2 書記は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 事務局長及び書記は、会長の命を受け本会の事務を処理する。

第17条 本会の経費は、会員の入会金、維持会費、拠出金及び寄付金等をもってこれに充てる。

第18条 本会員は、入会金及び維持会費を納入するものとする。なお、一旦納入した入会金及び維持会費は、事情のいかんを問わず、一切返却しない。

第19条 入会金は、10,000円とし、在学中に納入する。維持会費は、年2,000円とする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の円滑な運営を図るため、別に細則をもうけることができる。

第22条 本会に支部をおくことができる。

附 則

この会則は、昭和52年3月7日から施行する。

この会則は、平成2年10月23日から施行する。

この会則は、平成3年7月22日から施行する。

この会則は、平成4年5月26日から施行する。

この会則は、平成10年6月5日から施行する。

この会則は、平成11年6月9日から施行する。

この会則は、平成16年6月11日から施行し、この会則による改正後の第19条の規定は、平成17年度入学生から適用する。

この会則は、平成21年6月13日から施行する。

同窓会慶弔規定

(最終改正 H17.6.10)

- 1 表彰 同窓会に功績のあったものに表彰状・記念品を贈る
- 2 弔意金 会員の死亡には弔意金をもって弔意を表する(5,000円)
- 3 記念品 学校職員に転退職のあった場合には記念品を贈る
[勤務期間] 4年以上5,000円 / 4年未満3,000円

附 則 本規定は、平成5年度より施行する。

本規定は、平成17年6月10日より施行する。